

## 令和元年台風第19号に伴う岩手県制度融資に対する久慈市利子補給制度の概要

### 1. 融資制度概要

融資制度名	岩手県 中小企業災害復旧資金	岩手県 中小企業経営安定資金[災害対策]	
実施主体	岩手県		
取扱期間	令和元年11月18日～令和2年3月31日	令和元年10月12日～	
融資対象者	事務所又は事業所が罹災した中小企業者で、市長が発行する罹災証明書等の発行を受けた方	災害の後、最近1ヶ月間の売上高又は販売数量が前年同月に比して3%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少することが見込まれる方	
融資条件	資金用途	設備資金、運転資金	運転資金
	融資限度額	1千万円以内	8千万円以内 (セーフティネット保証利用の場合は別枠で8千万円以内)
	融資期間	10年以内(据置期間3年以内)	15年以内(据置期間3年以内)
	融資利率	年1.7%～1.9%	年2.1%～2.5%
		セーフティネット保証を利用する場合は、年0.1%引下げ	セーフティネット保証利用の場合は、年0.1%引下げ
	信用保証料	無料(岩手県が全額負担)	年0.45～1.5% ※セーフティネット保証利用の場合は、年0.6%または0.7%
	担保	原則不要	金融機関の所定の条件
保証人	法人における代表者を除き原則不要	法人における代表者を除き原則不要	
申込手続き	取扱金融機関に相談のうえ申込み	久慈商工会議所に相談のうえ、取扱金融機関に申込み	
取扱金融機関	市内普通銀行、信用金庫	市内普通銀行、信用金庫、農業協同組合	

### 2. 利子補給制度

対象融資	岩手県中小企業災害復旧資金	岩手県中小企業経営安定資金(災害対策)
実施主体	久慈市	
補給対象融資額	1千万円以内	1千万円以内
利子補給率	全額利子補給 (年1.9%以内の利子補給)	年1.0%
利子補給期間	10年以内 (返済期間が10年超に延長された場合の利子は補給しません。)	当初3年間

#### 【お問合せ先】

- ①融資制度について 岩手県 商工労働観光部 経営支援課 金融担当 TEL: 019-629-5542  
 ②利子等補給について 久慈市 産業経済部 商工市街地振興課 TEL: 0194-52-1525